

書籍訂正情報

## 2022年版 出る順社労士 一問一答過去10年問題集

## ③健康保険法・国民年金法

(2022/06/13 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2022年版 出る順社労士 一問一答過去10年問題集 ③健康保険法・国民年金法」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいたしますが、書籍の訂正をお願いいたします。

- 
- ・ 2022/01/11 更新分… p.1
  - ・ 2022/01/24 更新分… p.2
  - ・ 2022/03/02 更新分… p.3
  - ・ 2022/04/25 更新分… p.4～5
  - ・ 2022/06/13 更新分… p.6
- 

## 【2022/01/11 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P263 問題 112 解答・解説 2行目	保険料納付済期間 420 月 (= <u>178</u> 月+240 月) となるため、・・・	保険料納付済期間 420 月 (= <u>180</u> 月+240 月) となるため、・・・

## 【2022/01/24 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P141 問題 325 解答・解説 3 行目	…、高額介護合算療養費は支給されない（ <u>令 43 条の</u>	…、高額介護合算療養費は支給されない（ <u>令 43 条の 2 第 1 項、平 20. 3. 31 厚労告 225 号</u> ）。
訂正	P291 問題 177 解答・解説 下から 2 行目	…、780,900 円×1.000（令和 3 年度改定率）×（420+ <u>40</u> ）/480≒ <u>748,363 円</u> となり、「満額とならない」。	…、780,900 円×1.000（令和 3 年度改定率）×（420+ <u>20</u> ）/480≒ <u>715,825 円</u> となり、「満額とならない」。

## 【2022/03/02 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P20 問題 057 問題 2 行目～3 行目	…、 <u>60 歳以上の受給権者である者が、</u> …	…、 <u>60 歳以上の者が、</u> …
訂正	P264 問題 114 問題 1 行目	…、第 1 号被保険者期間 <u>178 月</u> (全て保険料納付済期間)、…	…、第 1 号被保険者期間 <u>180 月</u> (全て保険料納付済期間)、…
訂正	P264 問題 115 問題 1 行目	…、第 1 号被保険者期間 <u>178 月</u> (全て保険料納付済期間)、…	…、第 1 号被保険者期間 <u>180 月</u> (全て保険料納付済期間)、…
訂正	P264 問題 116 問題 1 行目	…、第 1 号被保険者期間 <u>178 月</u> (全て保険料納付済期間)、…	…、第 1 号被保険者期間 <u>180 月</u> (全て保険料納付済期間)、…
訂正	P449 問題 016 【解答】 C	C <u>⑫障害基礎年金の受給権者であったことがあるとき、又は老齢基礎年金の支給を受けていたとき</u> (法 49 条 1 項)	C <u>⑫老齢基礎年金又は障害基礎年金を受けたことがある夫</u> (法 49 条 1 項)

## 【2022/04/25 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P322 問題 258 問題 2行目・3行目	…、前年の所得が <u>360</u> 万 4 千円を超え <u>462</u> 万 1 千円以下であるときは2分の1相当額が、前年の所得が <u>462</u> 万 1 千円を超えるときは全額が、…	…、前年の所得が <u>370</u> 万 4 千円を超え <u>472</u> 万 1 千円以下であるときは2分の1相当額が、前年の所得が <u>472</u> 万 1 千円を超えるときは全額が、…
改正	P323 問題 258 解説 2行目・3行目・5行目	…、前年の所得が <u>360</u> 万 4 千円に 38 万円(一定の場合を除く)を加算した額を超え <u>462</u> 万 1 千円に 38 万円(一定の場合を除く)を加算した額以下であるときは2分の1相当額が、前年の所得が <u>462</u> 万 1 千円に 38 万円(一定の場合を除く)を加算した額を超えるときは全額が、…	…、前年の所得が <u>370</u> 万 4 千円に 38 万円(一定の場合を除く)を加算した額を超え <u>472</u> 万 1 千円に 38 万円(一定の場合を除く)を加算した額以下であるときは2分の1相当額が、前年の所得が <u>472</u> 万 1 千円に 38 万円(一定の場合を除く)を加算した額を超えるときは全額が、…
改正	P424 問題 004 本文 2 3行目・4行目・5行目	令和 <u>2</u> 年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年 <u>0.6</u> % とされたため、令和 <u>2</u> 年における特例基準割合は年 <u>1.6</u> % となった。このため、令和 <u>2</u> 年における延滞金の割合の特例は、…	令和 <u>4</u> 年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年 <u>0.4</u> % とされたため、令和 <u>4</u> 年における延滞税特例基準割合は年 <u>1.4</u> % となった。このため、令和 <u>4</u> 年における延滞金の割合の特例は、…

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P425 問題 004 選択肢 ③、⑧	③ <u>2.5</u> ⑧ <u>8.8</u>	③ <u>2.4</u> ⑧ <u>8.7</u>
改正	P425 問題 004 【解答】 D、E	D ③ <u>2.5</u> E ⑧ <u>8.8</u>	D ③ <u>2.4</u> E ⑧ <u>8.7</u>

## 【2022/06/13 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P229 問題 020 解説 1 行目	(平 23. 3. 23 年発 0323 第 1 号) 本肢のとおりである。 <u>届け出による婚姻関係</u> にある者が重ねて他の者と内縁関係にある場合の取扱いについては、…	(平 23. 3. 23 年発 0323 第 1 号) 本肢のとおりである。 <u>なお、届け出による婚姻関係</u> にある者が重ねて他の者と内縁関係にある場合の取扱いについては、…

以上